

季刊誌「横濱」協働編集事業に係る協定締結結果

季刊誌「横濱」協働編集事業について、公募型プロポーザル方式で、協働事業者候補を特定し、次のとおり協定を締結しました。

- 1 件名 季刊誌「横濱」協働編集事業
- 2 協働内容 季刊誌「横濱」の協働編集及び発行
- 3 協働事業者 株式会社神奈川新聞社
- 4 本市負担金 8,949,600 円
- 5 協定締結日 令和2年4月1日

6 評価結果

| 提案者        | 評価点数 | 順位 |
|------------|------|----|
| 株式会社神奈川新聞社 | 778  | 1  |
| (1者のみ)     |      |    |

7 評価委員会開催経過等

|              |  |
|--------------|--|
| 委員会開催日及び開催場所 | 令和2年1月22日(水)市庁舎3階 共用会議室  |
| 評価委員の出席状況    | 6人(充足率6/6)   |
| 議事内容         | 評価の実施(提案内容の評価・審議、ヒアリング)  |
| 主な発言内容       | ・30・40代などこれから横浜に住み続けていこうとする人たちが興味を持つよう、表紙のデザインや誌面の見せ方などに工夫の余地はある。<br>・特集テーマとして、歴史だけではなく、市が現在進めている取組など新しい要素を取り入れると若者など新しい層を掘り起こすきっかけになると思う。 |

8 評価基準 別紙のとおり

9 問い合わせ先 市民局広報相談サービス部広報課 TEL:045-671-2331

## 提案書評価基準

### 1 基本的な評価事項

協働候補者の特定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を協働候補者とします。

### 2 評価点

評価委員一人当たりの評価点の満点は165点とし、提案書及びヒアリングの内容を原則としてA、B、C、Dの4段階（一部の項目を除く）で評価します。

### 3 評価方法

#### (1) 評価項目及び配点、評価の基準

表1 評価基準表のとおり

#### (2) その他

ア 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

イ 評価委員の持ち点のうち審査基準表「4 企業としての取組」を除く合計点の60%を基準点とします。（評価委員6人がヒアリングに出席した場合の満点は990点、基準点は576点）基準点に達しない場合は不適格とします。

ウ (チ)～(ナ)を除く、いずれかの評価項目に0点のある提案者は不適格とします。

### 4 ヒアリングを欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員がヒアリングを欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

### 5 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

(1) 表1の評価項目のうち、(ア)、(オ)、(キ)、(セ)、(タ)の合計点が高いものを協働候補者として特定します。

(2) (1)を比較してもなお、協働候補者が特定できない場合は、全ての評価項目において、A評価が多い者を協働候補者として特定します。

(3) (1)及び(2)を比較してもなお、協働候補者が特定できない場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じて、該当者にくじを引かせ協働候補者を特定します。協働候補者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該プロポーザルに関係のない職員にくじを引かせるものとします。

1 評価基準表

季刊誌「横濱」協働編集事業に係るプロポーザル評価委員会 評価基準表

(満点:165点)

1 季刊誌「横濱」発行にあたっての組織・体制について

| 評価項目 |  | 配点 | 評価   | 評価の視点   |
|------|--|----|------|---|
| (ア)  | 業務説明資料5(2)に定める協働事業者の役割を遂行できる体制となっているか。               | 10 | A:10 | 編集長・統括責任者以外に各役割を担当する人員が3名以上配置されている                |
|      |  |    | B:6  | 編集長・統括責任者以外に各役割を担当する人員が2名以上配置されている                |
|      |  |    | C:0  | 適切な人員が配置されていない                                    |
| (イ)  | 編集者は、広報誌の編集実績があるか。                                   | 10 | A:10 | 複数の実績がある  |
|      |  |    | B:6  | 1つの実績がある  |
|      |  |    | C:0  | ない  |
| (ウ)  | 作業工程は無理のない内容になっているか。                                 | 10 | A:10 | 企画案決定から発売日までの期間が3か月以上あり、かつ校正期間が2週間以上ある            |
|      |  |    | B:6  | 企画案決定から発売日までの期間が3か月以上あり、かつ校正期間が10日以上ある            |
|      |  |    | C:2  | 企画案決定から発売日までの期間が2か月以上3か月未満だが、校正期間が1週間以上ある         |
|      |  |    | D:0  | 企画案決定から発売日までの期間が2か月未満、かつ校正期間が1週間未満である             |
| (エ)  | 広告営業の実績は十分か。   | 10 | A:10 | 複数の実績がある  |
|      |  |    | B:6  | 1つの実績がある  |
|      |  |    | C:0  | 実績がない   |
| (オ)  | 販路を十分に有しているか。  | 10 | A:10 | 横浜市内で100以上、市外で30以上の販売箇所を有しており、かつ、ネット書店での販売が可能である。 |
|      |  |    | B:6  | 横浜市内で100以上、市外で30以上の販売箇所を有している。                    |
|      |  |    | C:0  | A及びBに該当しない  |
| (カ)  | 季刊誌「横濱」のように、地域の歴史や文化などの魅力を紹介する地域文化情報誌を編集・発行した実績があるか。 | 10 | A:10 | 複数の実績がある  |
|      |  |    | B:6  | 1つの実績がある  |
|      |  |    | C:0  | 実績がない   |

(満点60点)

2 企画・編集・誌面デザインについて

| 評価項目 |  | 配点 | 評価   | 評価の視点           |
|------|--|----|------|-----------------|
| (キ)  | 横浜市のブランドイメージを理解し、反映した紙面となっているか。                    | 10 | A:10 | 高い水準で満たしている     |
|      |  |    | B:6  | 標準であり、特筆すべき点はない |
|      |  |    | C:2  | 満たしていない部分がある    |
|      |  |    | D:0  | 全く満たしていない       |
| (ク)  | 冊子全体としてページ構成のバランスはとれているか。                          | 10 | A:10 | 高い水準で満たしている     |
|      |  |    | B:6  | 標準であり、特筆すべき点はない |
|      |  |    | C:2  | 満たしていない部分がある    |
|      |  |    | D:0  | 全く満たしていない       |
| (ケ)  | 年4回の特集テーマ案は、横浜市の魅力を捉えた内容となっているか。                   | 10 | A:10 | 高い水準で満たしている     |
|      |  |    | B:6  | 標準であり、特筆すべき点はない |
|      |  |    | C:2  | 満たしていない部分がある    |
|      |  |    | D:0  | 全く満たしていない       |
| (コ)  | 年4回の特集テーマ案は、関心を呼び起こし購買意欲を高める内容となっているか。             | 10 | A:10 | 高い水準で満たしている     |
|      |  |    | B:6  | 標準であり、特筆すべき点はない |
|      |  |    | C:2  | 満たしていない部分がある    |
|      |  |    | D:0  | 全く満たしていない       |
| (サ)  | 文字量が適切で、見出しや写真の配置など、誌面のレイアウトとデザインは、読みやすい内容となっているか。 | 10 | A:10 | 高い水準で満たしている     |
|      |  |    | B:6  | 標準であり、特筆すべき点はない |
|      |  |    | C:2  | 満たしていない部分がある    |
|      |  |    | D:0  | 全く満たしていない       |
| (シ)  | 読者の立場に立って、わかりやすい表現を使っており、不適切な表現が含まれていないか。          | 10 | A:10 | 高い水準で満たしている     |
|      |  |    | B:6  | 標準であり、特筆すべき点はない |
|      |  |    | C:2  | 満たしていない部分がある    |
|      |  |    | D:0  | 全く満たしていない       |
| (ス)  | 色使いは色覚障害者や高齢者などに配慮し、見分けやすい配色を使用しているか。              | 10 | A:10 | 高い水準で満たしている     |
|      |  |    | B:6  | 標準であり、特筆すべき点はない |
|      |  |    | C:2  | 満たしていない部分がある    |
|      |  |    | D:0  | 全く満たしていない       |

(満点70点)

### 3 事業計画等について

| 評価項目 |                                   | 配点 | 評価   | 評価の視点           |
|------|-----------------------------------|----|------|-----------------|
| (セ)  | 事業計画は、認知度向上及び購買層拡大につながる内容となっているか。 | 10 | A:10 | 高い水準で満たしている     |
|      |                                   |    | B:6  | 標準であり、特筆すべき点はない |
|      |                                   |    | C:2  | 満たしていない部分がある    |
|      |                                   |    | D:0  | 全く満たしていない       |
| (ソ)  | 販売計画は、販路拡大につながる内容となっているか。         | 10 | A:10 | 高い水準で満たしている     |
|      |                                   |    | B:6  | 標準であり、特筆すべき点はない |
|      |                                   |    | C:2  | 満たしていない部分がある    |
|      |                                   |    | D:0  | 全く満たしていない       |
| (タ)  | 本市負担額が上限の範囲内におさまっており収支計画は適切か。     | 10 | A:10 | 高い水準で満たしている     |
|      |                                   |    | B:6  | 標準であり、特筆すべき点はない |
|      |                                   |    | C:2  | 満たしていない部分がある    |
|      |                                   |    | D:0  | 全く満たしていない       |

(満点30点)

### 4 企業としての取組について

| 評価項目 |   | 配点 | 評価  | 評価の視点   |
|------|---|----|-----|---------|
| (チ)  | 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)  | 1  | A:1 | 策定している  |
|      |   |    | B:0 | 策定していない |
| (ツ)  | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員301人未満のみ加算)   | 1  | A:1 | 策定している  |
|      |   |    | B:0 | 策定していない |
| (テ)  | 次のいずれかを取得している<br>・次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得<br>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく設定(えるぼし)の取得<br>・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得 | 1  | A:1 | 取得している  |
|      |   |    | B:0 | 取得していない |
| (ト)  | よこはまグッドバランス賞の認定の取得  | 1  | A:1 | 取得している  |
|      |   |    | B:0 | 取得していない |
| (ナ)  | 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成(達成している場合のみ加算)  | 1  | A:1 | 達成している  |
|      |   |    | B:0 | 達成していない |

(満点5点)